

長野県「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の変更に関するよくあるご質問 (FAQ) について

令和7年10月1日から、より多くの企業の皆様に働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組んでいただくため、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を変更します。変更に関するよくあるご質問 (FAQ) をまとめましたので、申請の際にご活用ください。

■ 制度の変更については、令和7年7月29日付プレスリリースをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/advancepress.html>

■ 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の変更に関するよくあるご質問 (FAQ)

以下で使用する次の用語の定義は次のとおりです。

- ・旧要件：「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の変更前（～R7.9.30）の認証要件
- ・新要件：「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の変更後（R7.10.1～）の認証要件

Q 1 令和7年10月1日以降は旧要件による申請はできないのですか。

A 1 以下の期間に限り、「旧要件による申請」は可能です。

ただし、①、②いずれの場合も、必要書類の不足等により修正が必要な場合で修正回答期限までに修正が完了しない場合は、旧要件による認証を受けることはできません。

<旧要件による申請可能期間等（※全て県必着）>

① 「新規申請」及び「新規コース申請」の場合

【申請受付期間】令和7年10月1日から令和8年2月20日まで

【修正回答期限】「県の修正伝達日から14開庁日以内」または「令和8年2月20日」のいずれか遅い日

② 「更新申請」の場合（現認証有効期限が令和7年10月1日から令和8年3月1日までの企業に限る）

【申請受付期間】令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

【修正回答期限】「県の修正伝達日から14開庁日以内」または「令和8年3月31日」のいずれか遅い日

Q 2 旧要件と新要件で、申請書の様式等は異なりますか。

A 2 異なります。A 1記載の申請期間中は、使用する申請書様式のお間違いがないようご注意ください（旧要件、新要件の申請書様式については別途お知らせします）。

Q 3 旧要件で認証された場合の認証期間はどのようになりますか。

A 3 認証有効期間は **2年間**です。

（新要件での認証有効期間は3年間です）

Q 4 旧要件と新要件、認証を取得した要件の違いにより、利用できる優遇措置は異なりますか。

A 4 旧要件・新要件ともに利用できる優遇措置は同じです。

■ 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の変更に関するよくあるご質問 (FAQ) については、以下の URL からご覧いただけます。

「ながのけん社員応援企業のさいと」よくある質問

<https://nagano-advance.jp/biz/faq/advance/>



こどもまんなか

みんなでつくろう！こども・子育てに優しい信州

(問合せ先)

担 当 労働雇用課

労働環境係 平林、山田(な)、鷲尾

電 話 026-235-7118 (直通)

電子メール rodokoyo@pref.nagano.lg.jp